

かぞくぜんいん
家族全員のことを
りかい
理解してくれる

ひみつ まも
秘密が守られ
「ここだけ」の話をできる

聞いてくれる人がいる。

その気持ちを

「家のことも話してもいいんだ」

わたし はなし さいご
私の話を最後まで
き
聞いてくれる

ぐたいてき
具体的なサポートを
いっしょ かんが
一緒に考えてくれる



かぞく がんば
家族やきょうだいのために、頑張っているあなたへ

かぞく せわ ちゅうがくせい やく にん ひとり
家族やきょうだいのお世話をしている中学生は約17人に1人、
こうこうせい やく にん ひとり い
高校生は約24人に1人とされています。

かてい やく な すば
家庭の役に立つことは素晴らしいことですが、
じぶん ふたん かか
自分でも負担を抱えていることに気づきにくい場合があります。

べんきょう あそ せいちょう ひつよう
勉強することや遊ぶことも、あなたの成長には必要なことです。
こころ とき じぶん どうしようもないときは、私たちに話してください。

はっこう といあわ
【発行・問合せ】

むさしのし こども 子育て 支援課
0422-60-1851 (全般)
0422-60-1850 (相談・支援)

【HP】

詳しくはコチラ ➡

https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sodan_komarigoto/kodomo_kosodate/1046638.html



あなたの時間を自分のために使えていますか。

日常的に行なっている家事や家族のお世話が、長い時間かかっていたり、
場合によっては、子どもが行うには大変な内容もあります。
あなたが「当たり前」にやっていることを少し振り返ってみませんか。



あなたの気持ちを聞かせてください。

相談専用電話

(18歳未満対象)

受付 8:30~22:00
月~土(祝日・年末年始除く)

相談フォーム

[24時間受付]

武蔵野市子ども家庭支援センター宛

フリーダイヤル

0120-839-002



左記の二次元コードを読み取って、市ホームページの
子ども家庭部子ども子育て支援課への問い合わせは専用フォーム
をご利用くださいをクリックしフォームへ入力してください。

あなたの気持ちを受け止めてくれる人は、あなたの周りにたくさんいます。

- 学校の担任の先生
- 保健室の先生
- 学校のその他の先生
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 地域の人(民生児童委員など)

武蔵野市子どもの権利条例

子どもは大人と同じ、一人の人間として、権利を持っています。

これは、誰もが生まれた時から持っている、守られなければならない、大切なものです。

この一人ひとりの権利が守られるように、「武蔵野市子どもの権利条例」を作りました。

この条例では特に、8つの子どもの権利を大切にしています。

自分らしく
育つ権利

休息する権利

自分の意思で
学ぶ権利

自分の気持ちを
尊重される権利

意見を表明し、
参加する権利

差別されずに
生きる権利

安心して
生きる権利

あそぶ権利

